「ヤッピー」は山形労働局のイメージキャラクターです。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

山形労働局 —YAMAGATA LABOUR BUREAU

報 道 発 表 資 料

令和４年１２月２１日（水）
【照会先】
山形労働局労働基準部賃金室
賃金室長　高橋　利明
賃金係長　牧野　朋子
電話 023 - 624 - 8224

報道関係者各位

改正山形県特定(産業別)最低賃金が 12 月 25 日発効

—4 産業すべて時間額 UP—

山形労働局（局長：小森（こもり） 則行（のりゆき））は、地域別最低賃金（８５４円）を上回る額が設定されている４産業の山形県特定（産業別）最低賃金について、１０月２６日に山形地方最低賃金審議会（会長：村山（むらやま） 永（ひさし））の答申を受け、下表のとおり時間額を引き上げる改正決定を行いました。

効力発生日は本年１２月２５日となりますので、同日から山形県内の４産業で事業を営む使用者（約 1,500 事業場）及びその産業の基幹的労働者（約 27,300 人）に改正時間額が適用されます。

特定最低賃金の件名	改正時間額（改正前）	引上げ額
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業（一般産業用機械・装置等製造業）	９１９円（８８８）	３１円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（電気機械器具等製造業）	９０３円（８７２）	３１円
自動車・同附属品製造業	９１９円（８８８）	３１円
自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）	９２３円（８９２）	３１円

（参考）
別添１　山形県の最低賃金リーフレット（地域別最低賃金及び特定最低賃金）
別添２　特定最低賃金について